最終更新日：2016年7月26日
株式会社　北日本銀行
取締役頭取　佐藤　安紀
問合せ先：019-653-1111（代表）
証券コード：8551
http://www.kitagin.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当行は、普遍的な価値観である「経営理念」と「行是」を経営の根幹とし、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を柱とした企業倫理を常に念頭に置きつつ、適時適切な情報開示により経営の透明性を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本と考えおります。

〇経営理念
「地域密着」・・・地域密着に徹し、お客様の繁栄と地域の豊かな発展に貢献する。
「健全経営」・・・健全経営を堅持し、お客様と株主に最も信頼される銀行となる。
「人間尊重」・・・行員とその家族の幸せを守り、行員一人一人が夢と誇りを分かち合える人間集団を目指す。

〇行是
「明・正・堅」・・・明るく、正しく、堅実に
その上で、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当行が実践すべき考え方及び行動指針として浸透に努めております。

・コーポレートガバナンス・ガイドライン：（http://www.kitagin.co.jp/company/governance/corporate_governance_guidelines.pdf）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則３－１－(5)】
□取締役・監査役候補者の選任・指名の理由
監査役候補者個々の選任・指名についての説明は、当行ホームページにて公表しております「第112期 定時株主総会招集ご通知」（http://www.kitagin.co.jp/ir/stock_info/shareholders_meeting/）の参考書類に記載しておりますので、ご参照ください。
また、取締役候補者個々の選任・指名についての説明は、次回以降の定時株主総会への取締役選任議案上程の際に、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載させていただきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４】
政策保有株式に関する方針及び議決権行使基準につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第3章 株主の権利・平等性の確保（5．株式の政策保有）」に記載しておりますので、ご参照ください。

【原則１－７】
□関連当事者間の取引
当行は、当行役員及び主要株主（当行株式を議決権割合で10%以上保有している株主）との間で取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、当行や株主の皆様の利益に反する取引が行われることがないよう、行内規程を定めて適切に運用しております。具体的な内容につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第3章 株主の権利・平等性の確保（4．関連当事者間の取引）」に記載しておりますので、ご参照ください。

【原則３－１】
□経営理念、中期経営計画（原則３－１－(1)）
当行は、経営理念及び中期経営計画を策定し、当行ホームページにて公表しておりますので、ご参照ください。
・経営理念：（http://www.kitagin.co.jp/company/philosophy/index.html）
・中期経営計画：（http://www.kitagin.co.jp/company/management_plan/index.html）

□コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針（原則３－１－(2)）
当行のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1．1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

□取締役の報酬決定方針・手続（原則３－１－(3)）
取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第2章 コーポレート・ガバナンス体制、第1節 取締役会（7．取締役及び監査役の報酬等）」に記載しておりますので、ご参照ください。

□取締役・監査役候補者の指名方針・手続（原則３－１－(4)）
取締役会が取締役・監査役の指名をするに当たっての方針と手続につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第2章 コーポレート・ガバナンス体制、第1節 取締役会（6．取締役候補者等の決定方針及び決定手続き）」及び「第2章 コーポレート・ガバナンス体制、第2節 監査役会（10．監査役候補者の決定方針及び決定手続き）」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則４－１－１】

□経営陣に対する委任の範囲の概要
当行の経営陣に対する委任の範囲の概要は、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第2章 コーポレート・ガバナンス体制、第1節 取締役会（2. 取締役会の役割(2)）」に記載のとおり、取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に従い、業務執行の基本方針等、経営上の重要事項の意思決定を行っております。

【原則4－8】
□独立社外取締役の有効な活用
当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第2章 コーポレート・ガバナンス体制、第1節 取締役会（3. 取締役会の構成及び運営（1））」の定めに則り、東京証券取引所が定める独立性基準を満たす者を独立役員として社外取締役2名選任し、当行の経営に対する的確な助言・提言をいただいております。

【原則4－9】
□独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当行は、社外取締役の独立性について、東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、当行の定める独立性判断基準を満たす者を独立役員である社外取締役に選任しております。
なお、社外取締役の独立性の判断基準につきましては、行内規程において規定し、その内容は、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「別紙1」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4－11－1】
□取締役会の構成に関する考え方
取締役会の構成の考え方につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第2章 コーポレート・ガバナンス体制、第1節 取締役会（3. 取締役会の構成及び運営（1））」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4－11－2】
□取締役・監査役の他の会社の兼任状況
本報告書の更新日時点における社外取締役及び社外監査役の兼職その他の状況につきましては、本報告書の「2. 1【取締役関係】会社との関係（2）」及び「2. 1【監査役関係】会社との関係（2）」に記載しておりますので、ご参照ください。なお、当行の社外を含む取締役及び監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。

【補充原則4－11－3】
□取締役会の実効性の分析・評価
・対応方針
当行は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指した経営を推進すべく、継続的に取締役会の機能及び実効性の向上に取組むことが重要であると考えています。この取組みの一環として、毎年1回、かかる実効性評価を実施します。
なお、当該取締役会評価については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第2章 コーポレート・ガバナンス体制　第1節 取締役会（3. 取締役会の構成及び運営（3））」の定めに沿って実施しております。

・評価プロセス
取締役会の実効性等に関するアンケートをすべての取締役に配布し、回答を得ました。取締役の回答を踏まえ、当行取締役会は取締役の実効性に関する分析及び評価を行いました。
（取締役会評価アンケートの大項目）
1. 取締役会の構成
2. 取締役会の運営について
3. 社外取締役に対する情報提供及び支援体制について
4. ガバナンス体制・取締役会の実効性全般について

・結果概要：取締役会の実効性に関する分析及び評価の概要
アンケート結果を分析した結果については、2016年6月開催の取締役会に2015年度の取締役会評価として報告しております。この中で、当行取締役会全体の実効性は十分に確保されているものと評価しております。
一方、取締役会の構成及び運営状況について、現状において特段の問題はありませんが、女性役員の登用・招聘等、取締役会のあり方として、建設的な意見が提示されました。
今後、これらについて取締役会で議論・検討し、取締役会全体の実効性を高めていくことが確認されました。

【補充原則4－14－2】
□取締役・監査役のトレーニング方針
当行は、取締役・監査役が、その期待される役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識や情報を取得、更新できるよう、就任時に加え、就任後も継続的に外部機関が提供する各種研修・セミナー等へ積極的な受講を促すなど、十分な機会を提供・斡旋を行うとともに、その必要費用について支援することとしております。

【原則5－1】
□株主との建設的な対話に関する方針
株主の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組みに関する方針につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「第3章 株主の権利・平等性の確保（6. 株主との対話）」及び「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「別紙2」並びに本報告書「3. .2. .IRに関する活動状況」及び「3. 3. 3ステークホルダーの立場の尊重にかかる取組み状況」に記載しておりますので、ご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	690,400	7.85

明治安田生命保険相互会社	462,909	5.26
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	231,920	2.63
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	182,300	2.07
北日本銀行従業員持株会	180,394	2.05
株式会社みずほ銀行	150,076	1.70
住友生命保険相互会社	136,500	1.55
東京海上日動火災保険株式会社	100,076	1.13
株式会社日立製作所	100,000	1.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	98,500	1.12

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

当行は、自己株式243,474株（発行済株式総数に占める割合2.76%）を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
太田 稔	学者								○		○	
村田　嘉一	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田 稔	○	当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はございません。同氏が理事長を務める盛岡大学は、当行と取引関係にありますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、また当行は同校に対し寄付を行っておりますが、同氏に直接個人的な利害関係もなく、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	学者としての高い見識に基づく経営判断の適切性向上及び高い独立性、中立性に基づく公正かつ客観的意見の表明、ガバナンスの実効性向上、社外情報等の提供などの機能、役割が期待されることが選任理由であります。 なお、当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はなく、また、業務執行取締役等に就任している他の会社もなく、独立性の高い社外役員であると判断し、独立役員に指定しております。
村田　嘉一	○	当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はございません。同氏の出身であります株式会社日立製作所は、当行と取引関係にありますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、同氏に直接個人的な利害関係もなく、その規模、性質に	経営者としての豊かな実務経験に基づく経営判断の適切性向上及び高い独立性、中立性に基づく公正かつ客観的意見の表明、ガバナンスの実効性向上、社外情報等の提供などの機能、役割が期待されることが選任理由であります。

		照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	なお、当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はなく、また、業務執行取締役等に就任している他の会社もなく、独立性の高い社外役員であると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	6	0	1	2	0	3	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	6	0	1	2	0	3	社内取締役

補足説明

当行は、経営の透明性及びプロセスの適切性をより一層高める観点から、任意の諮問機関として、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は、社外取締役、社外監査役及び取締役会議長で構成し、各委員会の議長は、取締役会議長が務め、各委員会を招集し、また、議長は、委員の活発かつ建設的な意見の表明を促し、委員会の効果的・効率的な運営に努めております。

a. 指名諮問委員会
取締役、監査役の選任及び解任に関する事項及び後継者の計画的な育成などを踏まえた代表取締役、役付取締役の選定及び解職に関する事項について審議し、取締役会へ答申しております。

b. 報酬諮問委員会
取締役の報酬に関する事項及び取締役の個人別の実績評価及びそれに基づく報酬等の内容について審議し、取締役会へ答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的会合を通じ意見及び情報の交換を行うなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。そのほか、会計監査人より監査計画の概要、財務報告に係る内部統制に関するリスク評価、監査結果などについて報告を受け、その適正性をチェックしております。
また、監査役は内部監査部門である監査部から監査結果等について定期的に報告を受け、その監査結果等を監査役監査に実効的に活用するなど、内部監査部門と連携することで的確な監査を実施しております。
内部監査部門は、監査報告書にもとづき監査役へ監査結果を報告しているほか、監査役と連携を図りながら、監査の実効性・効率性向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柴田 義春	他の会社の出身者										○			

山添 勝寛	他の会社の出身者										△				
小笠原　弘治	他の会社の出身者										○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田 義春		当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はございません。また、同氏が代表取締役を務める第一商事株式会社は、当行と取引関係にありますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、同氏に直接個人的な利害関係もなく、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づく当行経営に対する有益な意見・指摘や、取締役の職務執行の法令および定款に対する適合性・妥当性の客観的・中立的な監査の実施などの機能及び役割が期待されることが選任理由であります。
山添 勝寛		当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はございません。同氏が顧問を務める株式会社岩手日報社は、当行と取引関係にありますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、同氏に直接個人的な利害関係もなく、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づく当行経営に対する有益な意見・指摘や、取締役の職務執行の法令および定款に対する適合性・妥当性の客観的・中立的な監査の実施などの機能及び役割が期待されることが選任理由であります。
小笠原　弘治		当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はございません。同氏が代表取締役を務める株式会社マルイチは、当行と取引関係にありますが、取引内容はいずれも通常の取引であり、同氏に直接個人的な利害関係もなく、その規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づく当行経営に対する有益な意見・指摘や、取締役の職務執行の法令および定款に対する適合性・妥当性の客観的・中立的な監査の実施などの機能及び役割が期待されることが選任理由であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプションとして、取締役（社外取締役を除く）に対して新株予約権を年額60百万円以内の範囲で割り当てることを、平成25年6月21日第109期定時株主総会において決議しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇および業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年度における、当行の社内取締役に対する報酬額等の総額は158百万円（確定金額報酬103百万円、賞与20百万円、ストックオプション35百万円）であり、社外取締役に対する報酬額等の総額は6百万円（確定金額報酬6百万円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行では、本報告書提出日現在において、以下の通り方針及び手続を「取締役報酬規程」に規定しております。

〇方針
社外取締役を除く取締役に対しては、報酬を「確定金額報酬」、「賞与」及び「株式報酬型ストック・オプション」の構成とし、社外取締役に対しては「確定金額報酬」のみとし、取締役が株主と利害共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、世間水準、経営内容及び職員の給与等とのバランスを考慮し、株主総会において決議する年額報酬額の範囲内で決定しております。

〇手続
報酬の客観性や透明性を確保することを目的に、社外取締役、社外監査役及び取締役会議長で構成される報酬諮問委員会において報酬等について審議のうえ取締役会へ答申しております。取締役会ではその答申を踏まえ、役位ごとの確定金額報酬の支給額、当行の前期業績及び取締役の個人別の実績評価等に基づく各取締役の賞与の支給額及び株式報酬型ストックオプションの割当個数及び報酬支給額について決議し決定しております。また、株式報酬型ストックオプションの割当個数及び支給額については、「株式報酬型ストックオプション規程」において規定した金額としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

秘書室がそれぞれスケジュール管理及び関係部署と連携し必要な情報提供を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）業務執行
a.取締役会
取締役会は、監査役出席のもと、定期的（原則として月１回）または必要により臨時に開催し、経営上の重要な事項の意思決定を行っております。なお、経営判断の適切性及びガバナンスの実効性向上のため社外取締役2名を選任し、取締役会の機能強化を図っております。社外取締役については、その他の取締役及び監査役と人的関係は有さず、また、当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はなく、独立性、中立性は高いと判断しております。
b.常務会
重要な業務執行上の審議や意思決定を機動的に行うため、原則として毎週常務以上の役付取締役及び常勤監査役が出席する常務会を開催しております。
c.コンプライアンス委員会
頭取を委員長とし、役員、部長によって構成され、毎月の開催を通じて「コンプライアンス・プログラム」に基づく態勢の整備や施策の実施状況を検証するとともに、各役員が法令等遵守に係る施策の実効性を高めるため、率先して指導に努めております。
d.リスク管理委員会
頭取を委員長とし、役員、部長によって構成され、毎月の開催を通じて各種リスクについて総合的な検討を行うとともに、その適切な管理に関する協議を行っております。また、半期毎にリスクカテゴリー別の「リスク管理方針」を策定し、その内容や履行状況については定期的に取締役会で審議、報告を実施しております。
（2）監査・監督
a.監査役会
当行は監査役制度を採用しており、社外監査役3名を含む5名の監査役で構成され、定期的（原則として月1回）または必要により臨時に開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。
なお、社外監査役については、その他の取締役及び監査役と人的関係は有さず、また、当行との間に通常の銀行取引を除き、特に利害関係はなく、独立性、中立性は高いと判断しております。
監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要書類等の閲覧、業務監査（取締役の職務の執行の監査、内部統制システムに係る監査、事業報告等の監査、本部決算監査・本部監査・営業店監査・子会社調査など）の実施、会計監査（計算関係書類の監査など）の実施、代

表取締役との定期的会合などを行っております。
また、監査役の機能強化及び実効性確保の取り組みとして、代表取締役の監査役会出席による定期的な業務執行状況の説明及び監査役監査の環境整備等についての意見交換、会計監査人との定期的な意見及び情報交換、また、監査役会事務局（兼任）1名の配置による監査役サポート体制の構築、などを実施しております。
b.内部監査
当行は内部監査部門として監査部を設置し、その監査の対象をすべての部門・業務としております。また、被監査部門に対して十分な牽制機能が働く独立した立場での業務遂行を目的に組織上、頭取に直属しております。
（3）指名、報酬の審議・答申
内容につきましては、本報告書の「2．1【取締役関係】補足説明」に記載しておりますので、ご参照ください。
（4）責任限定契約の内容の概要
当行は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
（5）会計監査の状況
平成27年度の当行の会計監査業務を執行している公認会計士は下田　栄行、林　謙志であり、北光監査法人に所属しております。なお、北光監査法人は業務執行社員について、当行の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載の体制により、適正かつ迅速な業務執行体制及び実効性の高い監督・牽制体制が確保されており、現時点では当行に最適なコーポレート・ガバナン ス体制であると判断し、本体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	他の会社の株主総会開催日を勘案のうえ、集中日を回避するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
その他	議決権行使書の回収率向上のため、招集通知に「議決権行使のお願い」を同封しております。 当行ホームページ（http://www.kitagin.co.jp/）に定時株主総会招集ご通知及び定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項などを掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会後、株主懇談会を開催しているほか、地域の皆さまに向けた経営説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（6月、12月）東京にて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR開催後速やかに当行ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部が所管しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念に「地域密着」「健全経営」「人間尊重」を掲げるほか、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第3章において株主の権利・平等性の確保について、第4章において株主以外のステークホルダーの利益確保について、各々定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	通達文書の電子化や廃棄文書のリサイクル施設持ち込みなどの再利用、省エネルギー対応や緑化資金の寄付を平成5 年から継続しております。 クールビズやエコドライブを実施するなど地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出削減に取り組んでおります。 創業70周年を期にボランティアなど、多くの行員が様々な形で取り組んでおります。 また、平成28年に開催の「第71回国民体育大会・第16回全国障がい者スポーツ大会」の成功に向け、協賛金を提供し、「国体パートナー」として、両大会を応援しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー誌やミニディスクロージャー誌（営業のご報告）を年2 回発行するなど、ステークホルダーへの適切かつタイムリーな情報開示に積極的に取り組んでおります。
その他	女性活躍支援の取組み 平成26年度からスタートさせた新中期経営計画「Approach」（平成26年度～平成28年度）において、「競争力の高い人材育成」を基本方針に掲げ、その一環として女性行員の担当業務拡大並びに長期的就業を可能にする環境整備を図っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当行は、会社法に基づき内部統制システム構築の基本方針を決定し、以下の体制整備を図っております。

(1).取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a. 取締役は、「地域密着」「健全経営」「人間尊重」の経営理念や「明、正、堅」の行是を経営の基本とし、「職業倫理と行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令及び定款の遵守並びに浸透を率先垂範して行う。
b. コンプライアンス統括部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
c. 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設けコンプライアンス状況を総合的に把握、管理する。
d. 営業店、本部各部にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス統括部署と連携し法令等遵守態勢の徹底を図る。
e. 使用人が法令違反の疑いのある行為等を発見した場合の内部者通報体制として、コンプライアンス報告制度を設ける。
f. 内部監査部署は、内部監査規程に基づき営業店、本部各部の法令等遵守態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。
g. 反社会的勢力への対応に係る基本方針等に基づき、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程を定め、取締役及び使用人の職務執行の状況を記録した書類等の作成、保存、管理等を規制し、体制として整備する。

(3)損失の危機の管理に関する規程その他の体制
a. リスク管理規程にリスク管理に対する基本方針を定め、当行が抱えるリスクの内容を的確に把握し適正な管理を行う。
b. リスク管理を統括する部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
c. リスク管理の統括部署が「リスク管理方針」を策定し、取締役会は、その内容や履行状況について報告を受け審議する。
d. 頭取を委員長とした「リスク管理委員会」を設け定期的に各種リスクの状況を把握、管理する。
e. 重大な損失の危険が生じた場合は、頭取を責任者とする対策本部を設置し速やかに適切な対応をする。
f. 内部監査部署は、内部監査規程にもとづき、営業店、本部各部のリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 定期的(原則として月１回)または必要により臨時の取締役会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、重要な業務執行上の審議や意思決定を機動的に行うため原則として毎週常務以上の役付役員が出席する常務会を開催する。
b. 社則など経営の基本となる規程を定め、組織、各部署の業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を明確化し、効率的な業務執行を実施する。

(5)当行及び子会社から成る企業集団(以下、当行グループという)における業務の適正を確保するための体制
a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
　イ)当行は、規程を定め子会社に対し重要な業務の執行状況を定期的に報告を求める。
　ロ)当行グループの円滑な業務の運営及び適正性確保のため、定期的にグループ社長会を開催する。
b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　イ)当行は、規程を定め子会社が抱えるリスクを適切に管理すると共に、指導・育成に当たる。
　ロ)子会社においても、リスク管理に関する規程を制定し、自ら率先してリスク管理向上に努める。
c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　イ)当行は、規程を定め子会社の業務ごとに管理する担当部を明確化し、当行グループの適切かつ効率的な運営を確保する。
　ロ)子会社においても、業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置し、かつ業務が適正に行われるよう子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役を当行の取締役が兼務する。
d. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　イ)当行の内部監査部署が子会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。
　ロ)子会社においても、コンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス責任者を配置し、当行は子会社の指導・育成に当たる。

(6)財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制
　当行及び子会社は会計基準その他関連法令を遵守し、財務報告の適切性と信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
a. 監査役がその職務を補助すべき専任の職員(以下「補助職員」という)を置くことが必要となり求められた場合には、取締役と監査役が協議のうえ必要な人員を配置する。
b. 監査役会規程の定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役会運営に関する事務に当たる。

(8)前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a. 補助職員は他の部署の職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
b. 補助職員の任命、異動及び人事考課については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
c. 監査役が監査役会事務局の職員に指示した業務については、監査役の指揮命令に従う。

(9)当行の監査役への報告に関する体制
a. 当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
　イ)取締役は、法令に従い当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、直ちに監査役に報告する。
　ロ)取締役及び職員は、コンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等の通報状況を速やかに監査役に報告する。
　ハ)監査役から業務執行の状況についての照会や稟議書その他の重要文書の閲覧要請がある場合は、当該要請に基づき担当部門が直接報告する。
　ニ)内部監査部署は実施した内部監査結果を、速やかに監査役に報告する。
　ホ)監査役は、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し報告を求めることができる。
b. 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役及び職員は、当行のコンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等を当行の担当部を通じて又は直接当行の監

査役へ報告する。

(10)監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当行は、当行の監査役へ報告を行った当行グループの取締役等及び職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止すると共に、不利な取扱いが行われないよう適切な措置を執る。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当行は、あらかじめ提示を受けた監査役が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を設けると共に、監査役よりその職務の執行上必要な費用の前払いや事後償還の請求を受けたときは、速やかに処理する。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 代表取締役は、定期的に監査役会に出席し業務執行の状況についての説明や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。
b. 監査役及び監査役会が会計監査人と定期的に意見や情報の交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。
c. 監査役が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性及び健全性を確保するため、次の「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を定めております。
(1)社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、関係を遮断します。
(2)反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と積極的に連携しながら組織として対応し、断固として拒絶します。
(3)反社会的勢力に対しては、資金提供および不適切な便宜供与は行いません。
(4)反社会的勢力への対応に際し、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素から外部専門機関との連携強化を図ります。
(5)反社会的勢力による不当要求に対しては、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
また、反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取組んでおり、対応統括部署を定め、マニュアルの整備や研修実施等の態勢整備に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要
(1)会社情報の適時開示に係る基本姿勢
a. 情報開示に関する基本的な考え方
当行は、経営状況の透明性を更に高め、株主の皆様やお客様からより一層信頼される銀行経営の確立を目指し、多彩なプログラムを通して適時かつ適切な情報開示に努めるとともに、平等性・公平性を確保すべく情報管理の徹底に取組みます。
b. 情報開示の基準
当行は、会社法、銀行法、金融商品取引法、東京証券取引所の定める適時開示規則、その他関連諸法令等を遵守することに留まらず、株主が当行を理解するために有用と思われる、非財務情報を含む企業情報について、適時性、正確性、継続性を基本要件として、積極的な開示に努めます。
c. 情報開示の方法
情報の開示にあたっては、東京証券取引所適時開示規則に準拠するとともに、インターネット、各種刊行物等、様々なツールを積極的に活用することで、個人投資家、機関投資家、国内外の別に関わらず、可能な限り広く、適時且つ公平に行います。
(2)会社情報の適時開示に係る社内体制
a. 情報開示に関する主管部署を経営企画部、経営企画部担当役員を情報取扱責任者とし、重要な会社情報の集約及び管理を行っております。
b. 発生事実に関する情報については、担当部署及び連結子会社が開示項目に係る事象等を認識した時点で直ちに情報取扱責任者及び経営企画部へ報告を行い、情報取扱責任者及び経営企画部は取得した情報について開示の要否を検討し、必要性が認められた場合、経営企画部は開示についての資料作成及び稟議を行い、その承認後速やかに情報開示を行っております。
c. 決定事実に関する情報については、取締役会又は連結子会社の取締役会での承認後、経営企画部は開示についての資料作成及び稟議を行い、その承認後速やかに情報開示を行っております。
d. 決算に関する情報については、財務データ、担当部署及び連結子会社の報告等を経営企画部が取りまとめて取締役会へ付議し、その承認後、開示についての稟議を行い、その承認後速やかに情報開示を行っております。

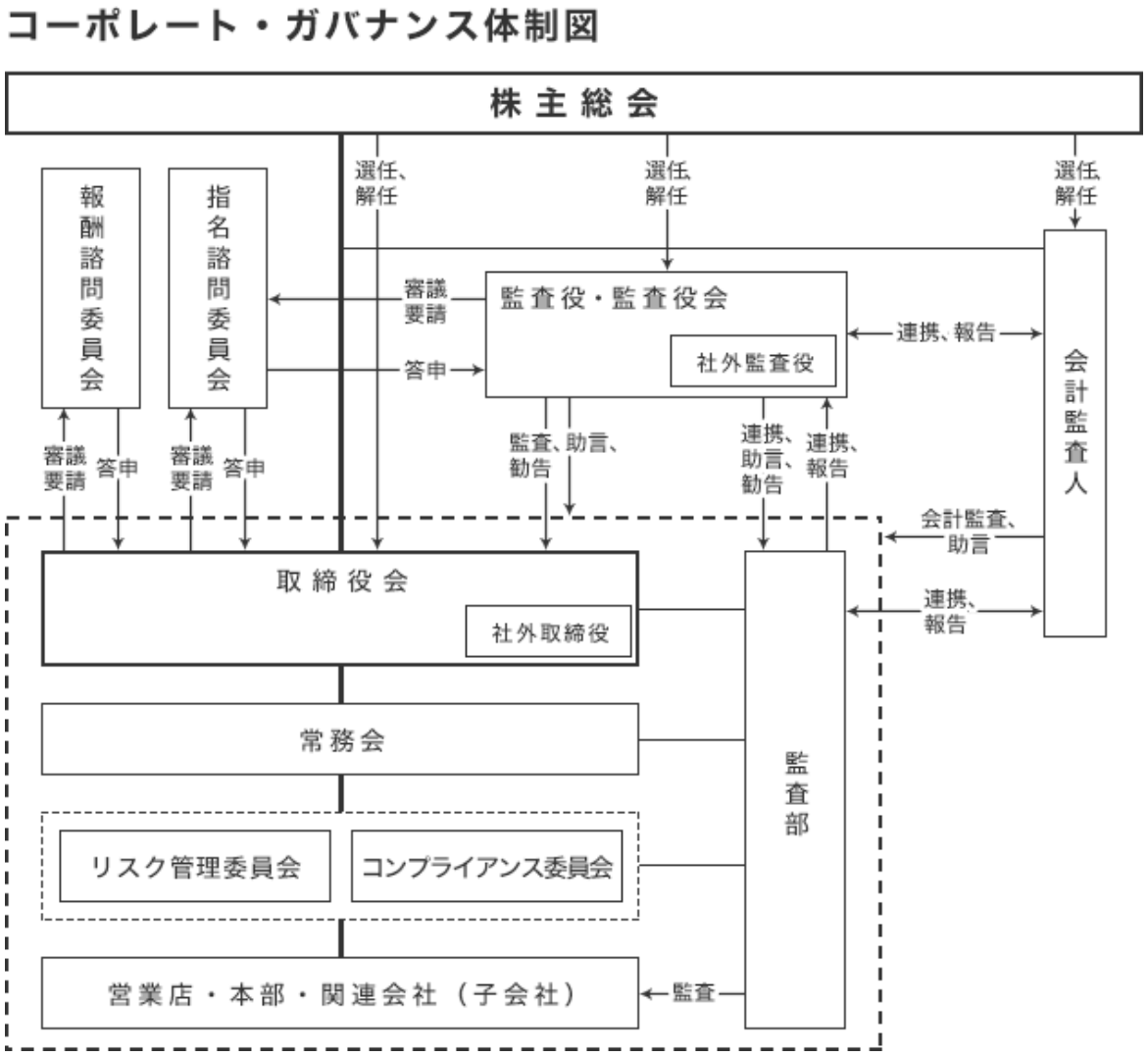

会社情報の適時開示に係る体制図

